令和5年度試験案内

五所川原市職員採用(選考)試験(建築職) 【キャリア活用区分】

- ■採用予定日 令和6年4月1日(月)
- ※最終合格者本人の同意を得て、令和6年4月以前に採用することがあります。

申込受付期間	令和5年12月1日(金)~令和6年1月9日(火)
申 込 方 法	五所川原市電子申請・届出システム上でのWEBエントリー (五所川原市ホームページ) http://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/saiyou/index.html QRコード ★市ホームページを経由して、 「五所川原市電子申請・届出システム」にアクセスし、 所定の事項を入力してください。 ※具体的な手続方法など詳細については、市ホームページ で確認してください。
お問い合わせ	五所川原市総務部人事課 〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1 TEL 0173-35-2111 (内線 2152・2153) (試験案内は五所川原市役所のほか、金木・市浦総合支所地域振興係でも配布します。 市ホームページからダウンロードすることもできます。)

<キャリア活用区分とは>

- ・専門的知識やスキル、経験へのニーズが高い分野ごとに区分を設定し、民間企業経験者等から人材を採用する選考です。
- ・指定する資格を有する方で、民間企業等における職務経験年数が一定年数以上ある方が受験できます。
- ・本区分で採用される方は、職務経験年数等に応じて、主任級又は係長級として採用される予定です。
- ・採用後は、民間企業等でのキャリアや実績を生かせる分野を中心に力を発揮していただきます。

1 試験職種、採用予定人員、職務の内容及び受験資格

試験職種	採用予定 人 員	職務の内容	受 験 資 格
建築職 (キャリア活用区分)	1名	市長部局等において主任級 又は係長級として一般事務 及び建築技術の専門的業務 に従事します。	次の全ての要件を満たす方 ・1級建築士又は2級建築士の資格を有する 方 ・昭和53年4月2日以降に生まれた方 ・学歴区分に応じた民間企業等における試験職 種の職務内容に関する職務経験年数が【別表:必要な職務経験年数(P3)】以上ある方(令和6年3月末現在)

*上表の受験資格を有する方で、活字印刷文による出題および口述による面接試験に対応できる方が受験できます。なお、上級建築(大卒区分)との併願はできません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 五所川原市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- * 「学歴区分に応じた民間企業等における募集職種の職務内容に関する職務経験年数が【別表:必要な職務経験年数】 以上ある方(令和6年3月末現在)」について
- (1)「民間企業等」とは、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人(財団法人、社団法人、NPO法人等)、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含みます。
- (2)「職務経験」とは、正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業時間が<u>週29時間以上で、1年以上継続して就業した期間</u>が該当します。職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか1つの職歴に限ります。個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。申込日現在、在職中の方は、令和6年3月末日現在の見込みとしてください。
- (3) 連続して1ヶ月を超えて勤務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。) は、職務経験期間から除きます。
- (4) <u>第2次試験合格後、職務経験年数の確認のため、前歴証明書等を提出していただきます</u>。職務経験年数が証明できない場合は採用されないことがあります。
- (5) 市ホームページに「キャリア活用区分の受験資格に関するQ&A」を掲載していますので、併せてご確認ください。

【別表:必要な職務経験年数】

	学歴区分	学歴免許等の資格	必要な職務 経験年数
1	大学卒		
	(1) 博士課程修了	学校教育法における大学院博士課程の修了	1年
	(2) 修士課程修了	学校教育法における大学院修士課程の修了	3年
	(3) 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了	3年
	(4) 大学6卒	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第	3年
		85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織	
		を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若し	
		くは獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業	
	(5) 大学専攻科卒	学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業	4年
	(6) 大学4卒	学校教育法による4年制の大学の卒業	5年
2	短大卒		
Ī	(1) 短大3卒	①学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修	6年
		業年限3年の前期課程の修了	
		②学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業	
		③学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業	
	(2) 短大2卒	①学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修	7年
		業年限2年の前期課程の修了	
		②学校教育法による高等専門学校の卒業	
		③学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の	
		専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年	
		以上のものに限る。)の卒業	
3	高校卒		
	(1) 高校専攻科卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専 攻科の卒業	8年
	(2) 高校3卒	学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業	9年
	(3) 高校2卒	保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業	10年
4	中学卒		
	(1) 中学卒	学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了	1 2年

(注)

- 1 卒業、修了は卒業見込み、修了見込みも含みます(見込みの方で令和6年3月末日までに卒業又は修了できなかった場合、必要な職務経験年数について下位の学歴区分の欄を適用します。)。
- 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程、大学に置かれる夜間課程又は通信教育課程を 卒業又は修了した場合は、実際に就学した年数にかかわらず、同種の学校の通常課程の卒業又は修了と同一の職務 経験年数が必要となります。
- 3 学歴免許等の資格欄は、各学歴区分に対応する主要資格のみを記載しています。上記以外の学歴免許等の資格を 有する方については、五所川原市人事課までお問い合わせください。

2 試験の日時、場所及び合格発表

試験区分	試 験 日	時間	場所	合 格	発 表
第1次試験	令和 6 年 1 月 14日 (日) 午後 (予定)	受験申込後に通知します。	各受験者の自宅等 (WEB面接予定)	1月24日 (予定)	合格者に書面 等で通知する ほか、市役所 掲示場及び市
第2次試験	令和6年2月4日(日) (予定)	第1次試験合格者へ通知します。	五所川原市役所本庁舎 青森県五所川原市字布屋町 41-1	2月中旬 (予定)	ホームページ に合格者の受 験番号を掲示 します。

[※] 新型コロナウイルス等の影響や災害等により、試験の延期や変更等をする場合は、市ホームページへ の掲載等によりお知らせします。

3 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	内容
面接試験	職務適性及び人柄等について、個人面接により試験を行います。 (Zoom を利用した WEB 型面接試験を予定しています。)

※ 面接日までにZoomが利用可能な環境をご準備ください。また、Wi-Fi環境等、安定した通信環境でのご参加をお願いします。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
面接試験	専門知識、職務適性及び人柄等について、個人面接により試験を行います。 (対面型面接試験を予定しています。)

- % 第1次試験合格者には、第2次試験実施にあたり、性格検査(WEBテスト)を実施します。対象となる方には、 受検案内メールを送信します
- ※ 第1次試験合格者には、第2次試験受験時に最終学校の卒業証書の写し又は卒業(見込)証明書の原本(<u>発行日から3か月以内のもの</u>)を提出していただきます。学校から取り寄せることが必要な場合にはあらかじめ手続等を確認しておいてください。

4 受験申込みから採用までの流れ

	・ 文献中型がから休用させるがあり					
1	受験申込み	令和5年12月1日(金)~令和6年1月9日(火)の間に五所川原市ホームページ (http://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/saiyou/index.html) を経由して 「五所川原市電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力してください。申込みにあたり、 <u>顔写真と建築士資格証(1級又は2級)の画像データ</u> が必要となりますので、事前にご準備ください。 ※インターネット以外での申し込みはできません。				
2	受験受付メールを受信	受験申込みの受付後、受験資格を満たしている方へ受験番号と個人面接の実施時間をメール等で通知します(1月10日までに通知予定)。 ※応募要件を満たしていないことがエントリー情報等で確認された場合は受験ができない場合があります。その場合についても、当市からメール等で通知します。				
3	第1次試験受験	1月14日 (日) に自宅等で Zoom を利用した WEB 型面接試験を行います。 実施時間は、メールで通知しますのでご確認ください。				
4	第1次試験合格発表	1月24日 (水) 発表予定(市役所掲示場及びホームページ) ※合格者のみ第1次試験の合格及び第2次試験の実施を通知するメールを送付 します。合格者の方でメールが届かない場合は、速やかに人事課までお問い合 わせください。				
5	性格検査の受検	パソコンを使用し、性格検査(WEB テスト)を受検します。 ※性格検査は1月28日(日)までに受検が必要となるので、日程に余裕を持って受検してください。(所要時間約30分)				
6	第2次試験受験	五所川原市役所で2月4日(日)に個人面接試験を行います。				
7	第2次試験合格発表及 び採用内定通知	2月中旬発表予定(市役所掲示場及び市ホームページ) ※第2次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用が決定されます。採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者が多く決定(補欠合格)されることがあり、第2次試験合格者全員が採用になるとは限りません。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ、令和6年4月1日の採用となりません。詳しくは、第2次試験合格者へお知らせします。採用内定通知者については、採用の意思確認及びその他必要書類について提出していただきます。				
8	正式採用	試験合格者は、 令和6年4月1日 採用の予定です。ただし、採用までに公務員としてふさわしくない行為があった場合は採用されないことがあります。				

5 給与等

職種		初 任	給	
	経験年数10年 大学卒	237, 500 円程度	高校卒	202, 100 円程度
建築職	経験年数15年 <u>大学卒</u>	256,800 円程度	高校卒	240, 300 円程度
	経験年数20年 <u>大学卒</u>	277,900 円程度	<u>高校卒</u>	259, 600 円程度

※上記の金額は令和5年12月1日現在の条例等による金額であり、採用までに給与改定があった場合には当該改定後の金額となります。また、初任給は採用前の経歴等に応じて決定されます。

上記のほか、6月、12月に期末・勤勉手当(年4.30月分)、11月から3月までは寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する顔写真付きの書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証、パスポート等)を持参のうえ、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に人事課へ直接おいでください。

試 験	開示請求できる方	開 示 内 容	開示期間	開示場所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	第1次試験の順位及び 総合得点	合格発表の日 から1月間	五所川原市総務部人事課
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第2次試験の順位	合格発表の日 から1月間	(市庁舎2階)

7 新型コロナウイルス感染症などへの対応

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、次のとおり対応しますので、受験される方は、下記の点に留意してください。

(1) 体調不良の方

以下に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えるように お願いします。

- ① 新型コロナウイルス感染症など(学校保健安全法で出席停止が定められている感染症)に 罹患し治癒していない方
- ② 発熱、軽度であっても咳などの風邪症状が続く、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)のいずれかの症状があって新型コロナウイルスの感染が疑われる方なお、欠席者向けの再試験は予定しておりません。

(2) マスクの着用等

試験当日のマスクの着用は個人の判断でお願いします。なお、受付時に本人確認を行いますので、マスクを着用されている方は、試験員の指示に従いマスクを一時的に外してください。

咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。 また、試験室では換気のため、適宜、窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服 装には注意してください。

8 試験会場のご案内

第2次試験会場(五所川原市役所本庁舎)

お車でお越しの方は、市役所庁舎前駐車場をご利用できます。

